

令和5年度（公財）盛岡観光コンベンション協会

コンベンション視察経費（交通費・宿泊費）補助制度 実施要領

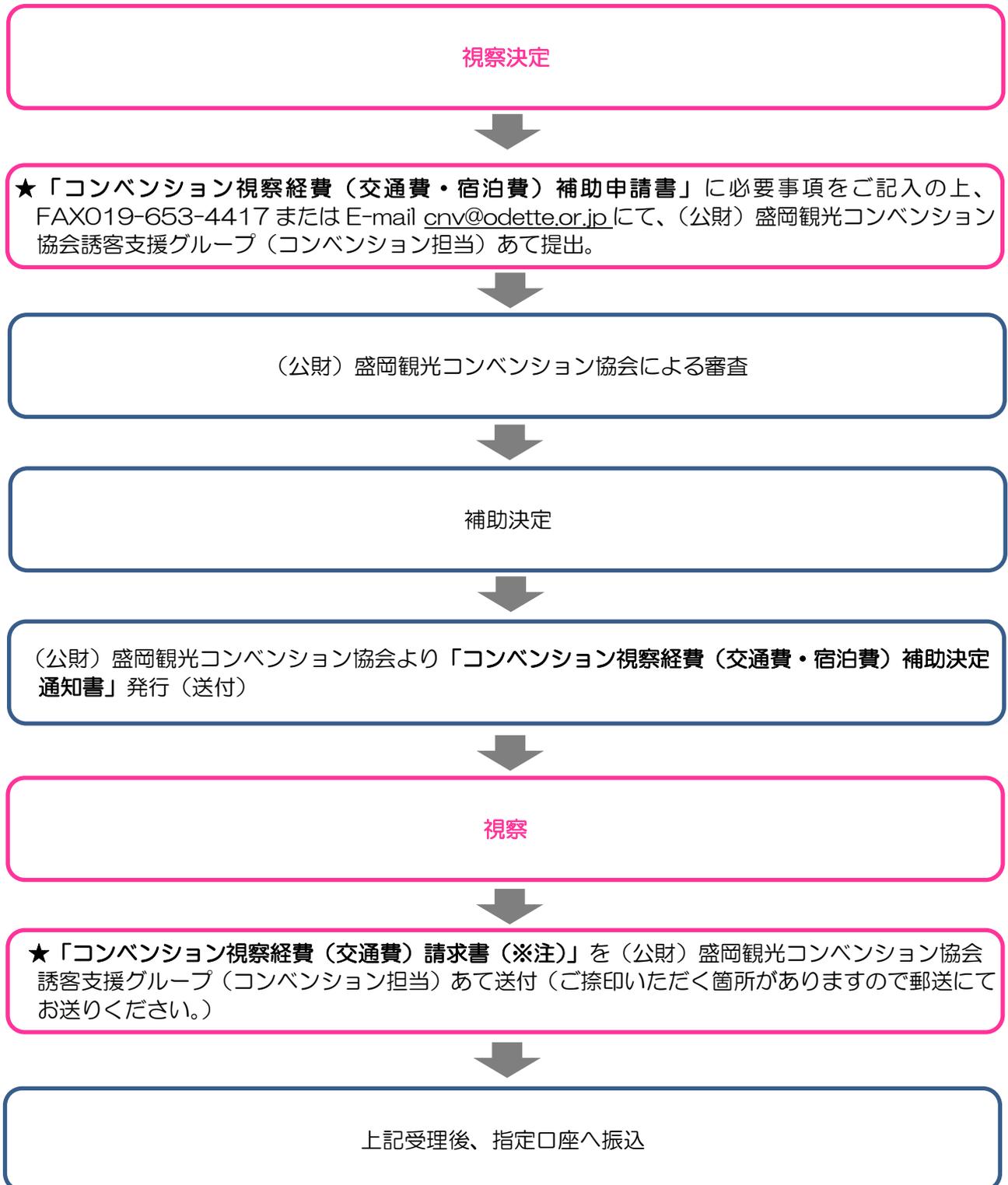
- 【概要】 コンベンションの案件を持つ主催者等に対し、現地視察経費の一部（交通費・宿泊費）を補助する。
- 【対象】 学術会議や各種大会の開催地を決定する権限を持つ主催者等。1団体につき2名まで。
- 【補助内容】 ①東京～盛岡新幹線沿線上の「視察者最寄駅」から「盛岡駅」までの往復交通費
・新幹線の普通指定席利用額とする。（※グリーン車利用の場合においても普通席利用額）
・最寄駅までの交通費は含まない。
②盛岡での宿泊費1泊分（当協会にて手配）
・視察が2日以上に渡る場合に限る。
- 【条件】 ①今後5年程度を目途に岩手県内で学会・大会等の開催を検討していただけること。
②その他、大会情報等をもとに当協会にて審査し、要件を満たしたものを。
- 【受付期間】 令和5年4月1日～令和6年3月15日
- 【受入数】 4名（先着順、当協会の予算の範囲内とする）
- 【申込】 「コンベンション視察経費（交通費・宿泊費）補助申請書」に必要事項を記入の上、FAX019-653-4417 または E-mail cnv@odette.or.jp にて、（公財）盛岡観光コンベンション協会誘客支援グループ（コンベンション担当）あて提出。（当協会にて審査の上、補助決定。）
- 【支払】 交通費は、視察終了後「コンベンション視察経費（交通費）請求書」の提出を経て、口座振込により支払うものとする。宿泊費については当協会が直接宿泊施設へ支払をする。

【担当】

（公財）盛岡観光コンベンション協会誘客支援グループ（コンベンション担当）
〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通1-1-10 プラザおでって4階
TEL：019-606-6688 FAX：019-653-4417 E-mail：cnv@odette.or.jp

コンベンション視察経費（交通費・宿泊費）補助制度 ご利用の流れ

★印は、お客さま手続きが必要な箇所です。



※注）請求書には新幹線乗車・特急券の領収書の貼付が必要です。切符購入時、お忘れなく領収書の発行をお求めください。

【担当】（公財）盛岡観光コンベンション協会誘客支援グループ（コンベンション担当）
〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通 1-1-10 プラザおでって 4 階
TEL：019-606-6688 FAX：019-653-4417 E-mail：cnv@odette.or.jp